

タイ国模倣品対策セミナー講演録

平成17年度産業競争力推進委員会

(セッション1)

テーマ：侵害品対策における CIPITC の役割

日時：2006年1月27日(金) 10:30～12:00

場所：弁理士会館3階 会議室

講演者：タイ国知的所有権及び国際取引中央裁判所 (CIPITC)
判事 Mr. Jumpol Pinyosinwat

講演内容：

「知的所有権及び国際取引中央裁判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court)」（以下、CIPITC と略する。）は、知的財産に関する問題である限り、民事事件と刑事事件の両方の訴訟の提訴ができ、また、タイ全土に及ぶ管轄を有し、手続き面でも知的財産に関する事件の特質に配慮したものとなっている。

尚、講演者は現在タイ国の知的財産に関し実務手続き面も加味した論文を起案中であり、完成後は日本弁理士会にも送付頂けるとのことである。

1. タイ国の裁判所体系の紹介

タイ国の裁判所は、最高裁判所 (1 箇所)、控訴裁判所 (10 箇所)、第一審裁判所で構成される。この第一審裁判所は、一般法廷と専門法廷に分かれており、CIPITC は、この専門法廷に位置付けられる。CIPITC 以外の専門法廷としては、税金に関する法廷、破産に関する法廷、労働問題に関する法廷がある。

2. CIPITC の設立経緯

知的財産及び国際取引に関する裁判所法が施行 (1996 年) され、その後、裁判所の規則、体制整備、陪席判事の整備等がされた後、1997 年 12 月に CIPITC

が設立された。

タイ国はかねてよりアジアの偽物・コピー商品の中心地として知られ、欧米諸国から強い批判を受けていた。20 年前に遡るが、1985 年に最高裁で漫画のスヌーピーが争点となった事件がある。この事件では著作権について争われたのであるが、法廷の見解としては、スヌーピーは単に線で描いたものであり、また、スヌーピーは犬であるとして、当時はスヌーピーに対して著作権は認められなかったものである。著作権は芸術的にどのレベルまでかが争点になるのではなく、意匠がある表現か否かが問われるものである。このスヌーピーの最高裁の判例から、最高裁といえども当時、知的財産に関する専門的知識を有していなかったかがわかる。

また、手続き面でも様々な問題があった。このような環境下、米国、欧州から知的財産に関する法整備の要求も高まったことが CIPITC 設立の要因である。

なお、国際貿易の中で、管轄権を有したかったこと、海外誘致を促進したかったことも理由に挙げられる。

このように、CIPITC は、知的財産に関して、民事・刑事において効果的に処理するために設立されたのである。

タイ国内で法整備に関しては、1991 年に商標法、1992 年に特許法、1994 年に著作権法、2002 年に営業秘密法、2003 年に地理的表示法が制定された。また、タイ国は国際的な主条約として、ベルヌ条約を締結し、また、Trips 条約にも加盟したのである。

3. CIPITC の管轄権について

CIPITC の管轄権については、セクション7に規定されている。セクション7は11のサブセクションに分かれており、以下(1)～(11)に順に説明を行う。尚、CIPITC が設立された1997年に経済危機があり、地方に IP & IT (知的財産及び国際取引) 裁判所の構想が

中止され、今なお、CIPITC がタイ国全土に管轄権を有することとなっている。

(1) サブセクション 1 は、刑事事件に関するもので、特許、商標、著作権に関する刑事事件を取り扱うものである。

(2) サブセクション 2 は、刑事事件に関するもので、刑事訴訟法のセクション 271 ～ 275 の下での犯罪を取り扱うものであり、例えば、標章、名称、商標法に類似した内容が含まれている。

(3) サブセクション 3 は、民事事件に関するもので、商標、著作権、特許関連に加えて、技術移転協定、ライセンス契約関連も取り扱われる。

(4) サブセクション 4 は、民事事件に関するもので、刑事訴訟法のセクション 271 ～ 275 の下での犯罪に関連した民事事件が取り扱われる。

(5) サブセクション 5 は、民事事件に関するもので、国際貿易に関するものが取り扱われる。例えば、国際販売、財、金融商品の取り扱い、国際役務、輸送、保険に関連した民事事件が取り扱われる。

(6) サブセクション 6 は、民事事件に関するもので、国内外の送金、信託の受理、それに関連した信用状 (Letters of credit) に関連する民事事件が取り扱われる。1997 年に経済危機があったが、98 年～2000 年にかけて信用状 (Letters of credit) の事件が多かった。

(7) サブセクション 7 は、船の逮捕に関する民事事件が取り扱われる。

(8) サブセクション 8 は、海外からの財に関するダンピングおよび補助金に関する民事事件が取り扱われる。

(9) サブセクション 9 は、IC のレイアウト設計、科学的発見、商品名 (トレードネーム)、地理的表示、営業秘密、植物の品種の保護に関する民事事件と刑事事件が取り扱われる。

(10) サブセクション 10 は、CIPITC の管轄権において規定されているような民事事件と刑事事件が取り扱われる。

(11) 上記 (1) ～ (10) の紛争処理事件の仲裁処理に関するものが取り扱われる。ここで、知的財産及び国際取引の仲裁・裁定は CIPITC に管轄であるが、その他で紛争であれば、民事事件を取り扱う一般法廷に持ち込む必要がある。

4. CIPITC の判事について

判事は裁判官と、知的所有権の専門家の中から任命される。裁判官のほかに、知的所有権の専門家が入ることによって審理の専門性と迅速化を図っている。セクション 19 では、2 名の判事 (Career Judge) と 1 名の補助判事 (Associate Judge) をもって審理が構成されることが定められている。判決は過半数の投票を持ってなされる。

判事 (Career Judge) は、法学部を出て、知的財産、国際貿易の知識を有することが要件とされる。

一方、補助判事 (Associate Judge) は、外部の専門家を採用。知的財産、国際貿易のコースに参加、試験・面接を得て合格となる。任期は 5 年。再任されることもある。この補助判事は、高度な争点で、判事のサポートを行う立場で重要な存在である。補助判事は優秀な人材で構成されており、例えば、法学部の教授や、エンジニア、研究者もいる。

人数は、判事 (Career Judge) が 29 人で、補助判事 (Associate Judge) が 127 人である。

5. 裁判の手続きについて

(1) 民事訴訟の場合

原告が提訴し、審議され、判事が判決を行うといったフローとなる。

(2) 刑事訴訟の場合

原告が提訴し、被告が有罪を主張するか無罪を主張するかでフローが異なる。被告が有罪を認めるなら、簡単であり同日に判決が行われ終了する。一方、被告が無罪を主張するなら、裁判手続きが進み、時には半年から 1 年かかるときもある。

6. 裁判所の規則について

タイ国の司法制度は大陸法であり、以前は、判例法の諸国のように裁判所の規則が設定されていなかった。従って、手続きを改正したい場合には、タイ国の国会において、民訴法等の改訂が必要であり何年も要することもあった。しかし、裁判手続き (Rules of the Court) が設定され、これに基づいて改正ができるようになった。

すなわち、セクション 30 に基づいて、CIPITC は裁判所の規則を設定することができ、それは最高裁判所の判例に基づいて構築するのである。このよう

に、1997年のCIPITCの設立から、知的財産及び国際取引に関する裁判所の手続きが確立したのである。この1997年の裁判所の規則に基づいて、CIPITCにおいて採用する手続きは他の裁判所と異なってもよいとされ、また暫定措置をとることも可能となった。

以下、(1)～(7)に知的財産等に関して重要な規則を列挙して説明する。

(1) ルール 12 は、申請者は一応の証拠をもって事実に対して申し述べることができ、それが十分であったなら、裁判所は命令を下すことができる規則である。例えば、特許侵害等で、模倣品が作られているとしても、その工場は小さく、製造拠点が移転されていくという性質から、当事者として裁判所に対して問題に対処してもらいたい、ルール 12 により、当事者が十分な事由・根拠があれば申請でき、午前中に申請すれば午後には命令が、午後には申請があったとしても同日に命令が出されることになる。

(2) ルール 20 は、ルール 12 が事前に証拠を集めるのに対して、証拠が紛失もしくは回収するのが難しくなるとおそれがあるなど緊急性を要する場合に、事後に証拠を集めるものである。ルール 20 は、案件が緊急である、または、相手方で証拠が隠滅される場合に認められるもので、ルール 12 と同様に迅速に処理される。例えば、同じようなデザインの商品が市場で見つかったとする。その商品のコストが安く、小さな工場で作っていることもわかった。このような場合にルール 20 を用いて申請する。裁判所は、工場の当該機械の一時的な差し押さえや関連書類の証拠を一時的な押収を認めた。原告に対しては補償も与えるというものである。

(3) ルール 23 は、書類を翻訳することなく、英語で提出できることを定めたものである。

知的財産や国際取引の契約書は数百ページに及ぶ膨大なものもあり、それをタイ語に翻訳する必要がなく、時間も節約できる。その他の民事事件の場合、関係書類はタイ語に翻訳しなければならないとされている。このルール 23 のおかげで、原本提出でよく、英語であったならば翻訳する必要がないということである。

(4) ルール 25 & 26 は、証言に関する記録を定めている。ルール 25 & 26 に基づいて、例えば、証言をテープその他の手段で音声として記録することができる。

(5) ルール 29 は、証人の意見に関してある事実を

確認するとき、証人の陳述書を文書化して提出できる。証人は裁判の際には、反対尋問されるということで法廷出廷の必要がある。

専門家証人であったならば、争点に関する技術的なことや詳細なことを言及したいということもあり、陳述書を作成して、手続きの迅速化を図ることが可能となる。

(6) ルール 32 は、証人の尋問に関してテレビ会議も許容することを定めている。上述したように判事の人数も 29 人と限られており、また、管轄がタイ国全土であることから、このテレビ会議は人気がある。

(7) ルール 33 は、証拠としてコンピュータで記録されたデータを裁判所で採用してもよいと定められている。

7. CIPITC の控訴の手続き

CIPITC の控訴の手続きは、セクション 38 に規定されている。第 1 審裁判所の CIPITC から控訴する場合は、最高裁判所に持ち上げることができる。これは、飛躍的に迅速に手続きが図れるようにしているものである。

尚、CIPITC 以外の専門法廷である税金、破産、労働問題に関するものの第 1 審法廷の控訴手続きも同様である。

8. 知的財産に関する事件の統計に関して

知的財産に関する事件の統計に関してを表 1、2 に示す。表 1、2 からわかるように、商標、著作権事件が知的財産に関する事件の大半をしめており、また、刑事事件の割合が 95%前後占めている。

表 1 知的財産に関する事件の統計 (1)

年度	1997-2004	2002	2003	2004
全ての知的財産	22,806	3,739	4,174	5,566
著作権 (民事)	157	23	19	29
著作権 (刑事)	9,083	1,214	1,846	2,793
商標 (民事)	560	83	99	83
商標 (刑事)	12,682	2,350	2,134	2,545
特許 (民事)	105	28	7	35
特許 (刑事)	74	18	19	13

表 2 知的財産に関する事件の統計 (2)

年度	全ての知的財産	民事事件	刑事事件	刑事事件の割合
1998	1,733	90	1,643	94.81
1999	1,791	70	1,721	96.09
2000	2,243	102	2,141	95.45
2001	3,390	138	3,252	95.93
2002	3,739	157	3,582	95.80
2003	4,174	173	4,001	95.86
2004	5,566	212	5,354	96.19

以上
(産業競争力推進委員会 委員 小倉啓七)

(セッション 2)

テーマ：侵害品対策における警察・税関並びに
DIP の連携

日時：2006年1月27日(金) 13:00～14:45

場所：弁理士会館3階 会議室

講演者：タイ国商務省知的財産局 (DIP)
担当課長 Mr. Chakra Yodmani

講演内容：

1. 侵害品の取締りを行う公的機関、法規について

タイにおいて侵害品の押収等を自主的に実行可能なのは税関だけである。従って、侵害品取締のためには権利者の協力が不可欠である。侵害品取締りを行う公的機関としては、主として以下のものがある。

- ・商務省知的財産局 (DIP)：知財取締りの中心的存在。情報提供・法律のアドバイスを行う。

- ・警察：日本国と同様に実質的な権力を持っている。経済犯罪を取り扱う中央警察と、各地域所轄の警察とがある。

- ・税関：著作権及び商標権に関して、輸出入品の検査、押収、輸出入管理等を行う。

- ・特別捜査局 (DSI)：FBIのような組織であり、50万パーツ以上の被害の事件を管轄する。

- ・知的財産及び国際取引中央裁判所 (CIPITC)、検察：知財権に関する専門知識を有する。

また、知財に関する法律としては、特許法、商標法、著作権法、IC回路配置保護法、営業秘密法、地

理的表示保護法 (商標法とは別途に制定)、光ディスク製品保護法 (CD製品の侵害を防止)がある。さらに、他の関連法規としては、関税法 (水際での取締り)、輸出入法 (商標権等の侵害品の輸出入禁止)、税法 (侵害品の輸出入の取締り)、刑法 (未登録商標の保護等)がある。

2. 商務省知的財産局 (DIP) について

DIPの役割としては、(a)知財創造の促進、並びに知財権の登録、(b)IPセンター (知財権保護のため発明者と企業と銀行とを連携させる機関)の運営、(c)IPキャピタライゼーション (知財担保融資)、(d)知財権侵害の予防及び抑圧、がある。

DIPの組織は、1名の局長、3名の副局長の下に、9つの部門が設置されている。このうちの1つである知財権侵害予防・抑圧部門は、抑圧部と評価分析部とに分かれている。抑圧部は、税関や警察から侵害品発見の通報を受けた際に、権利者に連絡して詳細な調査を行ったり、また、一般国民から侵害品の告発を受けたりする。この抑圧部の職員は、日常的に市場や工場に出向いて侵害品の調査を行う。また、評価分析部は、知財に関する各種情報を法律的観点等から分析・検討し、より効果的な対策を考慮する部署である。また、この評価分析部は、セミナー開催等を通じて関係機関との相談、知財権侵害についての首相への報告等も行う。

3. 執行措置について

知財権侵害を組織的に予防・抑圧するため、公的機関と民間部門との集合体における合意事項であるMOU (Memorandum of Understanding) を全部で7部形成して、対策を行っている。

具体的には、海賊版CDの生産抑制のため、DIPと警察と民間部門 (権利者) の間のMOUにおいて、以下の事項を既定している。

- (a) 調査官による市場調査を容易にするため、知財権者による情報 (CDとその材料の所有、生産、販売等に関する情報) の届出義務化

- (b) 生産工場の特定のため、CDへのコード付加 (金型コード、原版コード、著作権コード) による出所明示

- (c) 調査官による工場視察 (24時間予告無)

- (d) 厳しい刑罰

また、海賊版CD等の侵害品の流通抑制措置として、

上記 MOU において、侵害の発生程度に応じて、12 のレッドエリア（侵害状況が深刻な地域、バンコクの商業地区など）と、24 のイエローエリア（今後侵害被害が高まる恐れのある警戒地域）を規定し、権利者と警察が調査に関する協議を月単位で行っている。また、MOU の他にも 4 つのモバイルタスクフォースを設け、知財権者と警察と DIP とが連携して毎日、具体的措置を行っている。これらの結果、60～70 件／月の摘発効果をあげている。

また、別の MOU（DIP と税関と民間部門との連携）では、税関における侵害品の輸出入の抑制を規定している。税関局長の権限は大きく、侵害品をすべて破棄できる。

4. 税関での執行手続について

税関において、輸出入される侵害品（商標権、意匠権、著作権が対象、特許権は対象外）を差し押さえる。税関の権力は国内のみであるので、国境を超えた侵害品流通の可能性を発見した場合には、出先機関や第三者に連絡して協同して取締を行う。上述した MOU には、税関での執行に関する協力体制が規定されている。

税関での執行フローを説明すると、まず、税関職員職権又は権利者による告発のいずれかにより、侵害被疑品の摘発がなされる。次いで、権利者は侵害調査の要請を行う必要がある。調査のための対象物の差し押さえは 10 日以内に限られる。この調査の結果、侵害品でないと判断された場合には、権利者が侵害被疑品の拘束に伴う損害賠償を支払う。一方、侵害品であると判断された場合には、侵害品が差し押さえられて、税関局長の権限で破棄される。

5. 警察における執行手続について

警察での執行フローでは、まず、警察による職権又は権利者による告発のいずれかにより、侵害被疑品の摘発がなされる。その後、権利者は、証拠に基づく被害届を提出する必要がある。この証拠は、特許及び商標権については登録証であり、著作権については、その著作物の創作の経緯や販売事実の証明書などである。さらに、権利者は、真正品のサンプルを持参し、侵害被疑品との相違を示す必要がある。このように警察に提出する証拠書類は、全てタイ語で記載しなければならない（司法の場では英語も可）。また、タイ国

外での侵害の場合には、警察の権限を大使館に委譲して取締りを行う。警察の調査により侵害と判断された場合には、裁判所に起訴される。ただし、著作権侵害の場合には、起訴前に和解が可能である（商標権、特許権侵害の場合は和解不可）。

6. 権利者の役割について

権利者は、被害届、証拠を警察、税関に提出する際、資格を有する有能な代表者を少なくとも 1 人（通常 2 名）指名する。代表者を 2 名以上指名することによって、侵害品対策での相互協力、クロスチェックが可能となる。この代表者は、執行機関とともに 24 時間体制で出勤可能な状態にある必要がある。また、権利者は、常に市場調査して侵害品の有無を監視し、適切な対策をとる必要がある。なお、警察、税関が職権で押収しても、権利者に連絡がとれないケースが多いので注意を要する。タイ国において侵害頻度が高い日本製品としては、漫画、ゲーム、電気製品、ゴルフ製品、車などが挙げられる。

また、権利者の他の役割としては、侵害対策のための技術的援助の提供（セミナーの開催、侵害調査用の研究施設の提供など）がある。例えば、セミナーでソフトウェアの正しい使用法等を教育することは侵害予防に有益であり、また、提供された研究設備での検査結果は、侵害品摘発時の強い証拠となりうる。また、権利者による社会に対する知的財産権の啓蒙活動も重要である。

7. 執行措置の成果、及び侵害品に関する統計データ

DIP と警察と権利者の 3 者が協力して対策を行った結果、2005 年 12 月には、上記レッドエリアにおける海賊版の商品は 85.2% まで減少した。留意すべき点としては、侵害品の摘発を困難なものとするため、侵害品を店頭で陳列せずに、カタログ等で注文を受け付けた後に倉庫から運んでくるケースや、侵害品と真正品を混ぜて販売するケースなどがある。

刑事事件として摘発された侵害事件は、著作権侵害が最も多い（2005 年は月平均で約 400 件）。特許権侵害については、刑事事件よりも民事事件のケースが多い。タイでは、権利者は民事でも刑事でも訴えることができる。また、2003 年以降 2 年間で侵害事件数は減っていないが、警察の押収品の総額は減少している。こ

の理由は、侵害品を扱う業者が小規模化しているからと考えられる。

8. 質疑応答

Q1：税関では、商標、著作権のみならず、特許と意匠についても保護登録できるか？

A1：意匠は税関での保護を受けることができるが、特許は現状では保護対象外である。この理由は、特許侵害の複雑な調査を短期間（税関での差押え期間は10日間）で行い、侵害の有無を判断することは困難だからである。

Q2：税関の保護登録提出後、税関職員は、どのようにして保護対象の商品を見つけるのか？

A2：商標の保護の場合、権利者がDIPにおいて保護登録を行うと、税関とDIPとの間でリンクされたデータベースに当該商標が登録されるので、税関職員は登録された商標を把握できる。ただし、データベースに登録されていない場合でも、税関職員が侵害被擬品を発見した際に、権利者に電話で侵害の有無を確認するケースもある。

Q3：上記税関での執行手続きは、輸出と輸入の両方に適用されるのか？

A3：輸出と輸入の両方に適用される。

Q4：警察での執行手続きにおいて、警察が職権で行うのはどの程度の比率か？

A4：比率はわからないが、警察は市場調査により模倣品を見つけた場合には直ちに摘発し、権利者に連絡する。

以上

(産業競争力推進委員会 委員 松本一騎)

(セッション3)

テーマ：侵害品対策における代理人の役割

日時：2006年1月27日(金) 15:00～16:30

場所：弁理士会館3階 会議室

講演者：タイ弁護士 Ms. Sayumporn Sujintaya

講演内容：

セッション3は、以下の項目に従って行う。

.....

Part 1. いかなる権利が侵害されているか？

Part 2. 保護のための最適法選択

Part 3. 適切な法的措置—民法？刑法？両方？

Part 4. 典型的な侵害事例（紙面の都合上、省略）

Part 5. 税関

Part 6. Tips and helpful hints

.....

Part 1. いかなる権利が侵害されているか？

まず、侵害に対して自己の権利を確認する必要がある。一つの侵害に対して複数の権利を主張できる場合もあるので注意が必要である。

タイにおける知的財産の侵害行為の特徴は次の通りである。

① 商標権、著作権に関する侵害行為が多数を占める。

② 最近では、特許に関する侵害行為も増えつつある。

③ 詐称通用 (Passing off) もある。詐称通用としては、全体的なパッケージデザインの盗用を挙げることができる。なお、パッケージに商標が付されている場合、商標同士が商標法上非類似である場合に、詐称通用に該当する場合がある (類似なら商標権侵害)。

④ 最近では、新手の侵害行為が出現している。具体的には、商品パッケージに使用する商標を非類似としつつ、商品全体のデザイン (色や形状) を似せる行為 (タイは、英語が母国語ではないため何となく外観上似ている商標が付されていて、パッケージ全体の雰囲気が似ていれば、消費者は購入してしまう)、さらに進んで、使い終わったシャンプーボトルを回収し、本来のシャンプーとは異なるシャンプーを詰めて販売する行為がある。

⑤ 商標の希釈化行為もある。なお、商標の希釈化に対しては、米国のように保護が確立しているわけではない。

Part 2. 保護のための最適法選択

タイにおける知財関連法としては、商標法、著作権法、特許法、その他 (種苗法等)、刑法、民商法、税関法がある。

・商標法

商標登録に要する期間は、約9～12ヵ月である。商標登録は10年間有効、以降10年ごとの更新が可能である。原則、未登録商標には保護はない。但し、刑法による保護が受けられる場合もある (後述)。タイは、

現在、TRIPS 協定を除き、商標に関する国際的保護条約には加盟していない。但し、マド・プロについては、現在、加盟検討中である。

・著作権法

タイが加盟している著作権に関する国際的保護条約は、ベルヌ条約である。従って、著作権の保護において、登録は不要である。なお、著作権登録は可能である。著作権を登録するに際して審査はない。今後、著作権法の改正が予定されている。

・特許法

特許法では、発明、意匠、小特許（実用新案）が保護される。

特許権は、20 年間有効である（延長不可）。現在、出願から登録まで 5～6 年を要する。

意匠権は、10 年間有効である（延長不可）。現在、出願から登録まで 3～4 年を要する。

小特許権（実用新案権）は、6 年間有効である（2 年×2 回の延長可）。現在、出願から登録まで 6～9 ヶ月を要する（無審査）。

タイでは、現在、パリ条約、PCT への加盟を検討している（今年中には加盟か?）。なお、第 1 国日本出願については、相互主義により、日本の優先権の主張が可能である。

Part 3. 適切な法的措置—民法? 刑法? 両方?

タイにおける知的財産権（商標権、著作権、特許権）侵害に対しては、民事、刑事での救済策が用意されている。民事では、仮・終局差止が可能、損害賠償請求が可能、製品没収が可能である。刑事では、罰金、懲役、製品没収が可能である。

一般的に、侵害対策には、受動的対策と能動的対策がある。受動的対策とは、真性品を侵害品から守るための間接的な対策である。受動的対策としては、消費者や小売業者等の教育、侵害行為に対する広報活動、関連政府機関。貿易機関との連携確立等がある。

積極的対策としては、市場モニタリング、警告、調査、法的対策がある。法的対策においては、第一に、使用停止要求文書を送付する。使用停止要求文書は、単なる送付を目的とするものではなく、フォローアップ（具体的には、訴訟提起）の意思をともなうものをお勧めする。使用停止要求文書の送付の後フォローアップがなければ、侵害者に対して真剣に対応する気がないと

のメッセージを送っていることと等しくなる。つまり、民事訴訟や刑事訴訟を行うつもりがあるときのみ、使用停止要求文書の送付を検討すべきである。

・民事訴訟

侵害行為に対しては、民事訴訟を提起することができる。典型的には、IPIT 裁判所に訴訟を提起する。訴状では、終局差止、侵害品の没収、損害賠償を求めることができる。

・刑事訴訟

刑事訴訟の提起には、3 つの方法がある。

① 第一に、IPIT 裁判所に被害届を提出することである。しかしながら、IPIT 裁判所への告訴状の提出は実践的ではない。というのも、被侵害者は、侵害に対する証拠を有していないからである。加えて、タイの法律では、刑事訴訟を提起しても、裁判所は自動的に告訴状を受理するのではなく、いわゆるプレ・ヒアリングを行い、相手方に告訴状を受理することが不当であることを述べる機会を与える。プレ・ヒアリングにおいて、相手方は、何も悪いことはしていない、証拠があるのか、と主張するだろう。相手方が全ての証拠を握っているので、裁判所が打てる手だては何もない。つまり、裁判所での刑事訴訟は、自らが必要な証拠を全て保有している場合にのみ有効である。

② 第 2 の方法は、IPIT 裁判所にアントンピラー命令を申請することである。原告は、裁判所に対して申請を行うと共に、被告のアジトへ行き証拠を押さえることの許可命令を得るのである。この方法は非常に有効ではある。しかし、実務上、アントンピラー命令を得ることは容易ではない。著作権侵害に関するテキストファイル事件において、アントンピラー命令が認められた。この事件では、裁判所は、緊急性、簡単性から、即時にアントンピラー命令を認めた（実際には、簡単な事件ではなかった）。

アントンピラー命令を得ることが簡単でない理由は、命令を得る手続が両当事者に対する手続ではなく、命令を求める原告との一方的手続だからである。裁判官は、被告の言い分を聞けない。原告が主張する自らが受ける権利侵害と、命令を出した場合の被告が受ける損害との、いずれが重要であるのかを、裁判官は判断しなければならない。結局、バランスの問題であり、原告のヒアリングのみで決定を下すのは、裁判官にとってとても難しいことになる。

③最後に、今日、最も一般的で、効果的、かつ費用がかからない刑事訴訟の方法は、直接、警察当局に告訴状を出すことである。いずれの警察当局に告訴状を出してもいいし、被告の住所に応じた ECID, CSD, CID に出してもよい。告訴状を出すと、ほとんどの場合警察は受理する。というのも、証拠のレベルが低くいからである。警察は、IPIT 裁判所から立ち入り、搜索の権限を得る。届出人（被侵害者）は、警察の許可の下、弁護士と共に捜査し、侵害品を押収し、同様に、侵害品に対して責任を有する者を警察に逮捕させることができる。

・未登録商標の保護（刑法 272 条, 274 条, 275 条）

刑法 272 条は、タイにおいて商標登録を得ていない者にとっては、非常に重要な規定である。272 条は、一般的な規定であるが、つまるところ、営業で名前、図形、マーク等を使用し、他人の営業と公衆に混同を生じさせることは、犯罪行為に該当するというのである。

この規定で重要な点は、「公衆の混同」である。もし、タイにおいてマークを登録も使用もしていない状態で、そのマークを第三者が使用した場合、異なる商品において現実に混同が生じていなければ、この規定の適用は非常に難しい。つまり、この規定を用いるならば、公衆の混同があるか否か、この点がとても重要である。

なお、刑法 274 条, 275 条は、タイでは登録されていないが、他の国（いずれの国でもよい）において登録されている商標に対する保護を規定している。274 条, 275 条は、外国での登録がタイにおいて使用する商品と同一の範囲である限り、公衆の混同を要求するものではない。

272 条の効果は、罰金と拘置である。しかし、最高罰金は、たったの 200 バーツ（USD50）であり、とても低い金額である。つまり、この規定は、侵害品を市場から排除することには効果があるが、抑止力はないと思われる。

・刑事訴訟が好まれる理由

民事訴訟では、裁判が長い、刑事訴訟よりコストがかかる、仮差止が得にくい、損害を立証することが難しい、判決の執行が難しい等のデメリットがある。

一方、刑事訴訟では、侵害行為の即時停止、コストがかからない、警察が動けば、国家が侵害訴追手続を

行ってくれる（権利者にコストが発生しない）等のメリットがある。デメリットは、終局的差止ができないことである。

Part 4. 典型的な侵害事例（紙面の都合上、省略）

Part 5. 税関

税関での取り締まりについては、セッション 2 で詳しく解説されているので、ここでは簡単に触れる（詳細は、セッション 2 参照）。税関での取り締まりは重要である。侵害行為を取り締まるには、税関の協力が不可欠である。例えば、商標権者は、税関に自己の商標を登録することができる。この税関への商標の登録は、タイでは、一度登録すると商標権が存続する限り有効である（日本では、2 年に 1 回更新する必要がある）。また、税関に、商標等の目録提供といった情報提供を行うこともできる。さらに、税関職員向け研修を提供することも有効な策である。

Part 6. Tips and helpful hints

侵害対策に対する主なアドバイスは以下の点である。

- ① タイにおいて、全ての知的財産権を登録すること
- ② 市場における侵害行為を継続的にモニターすること（ライセンサーや販売店に協力を依頼する）
- ③ 信頼のおける現地調査員を雇うこと（成功報酬ベースで雇えばコストを押さえることができる）
- ④ 市場で侵害行為を発見した場合には、即時に対策を講じること
- ⑤ 業界で協同して侵害対策を講じること（市場に対するインパクトが大きい）
- ⑥ 警察等に提出が必要な書類は予め用意しておくこと（タイ以外の国で用意された書類については、全て公証が必要とされる。）
- ⑦ 現地代理人とは連絡を密にとること（法改正、条約加盟・締結等の情報入手）

以上

（産業競争力推進委員会 委員 佐々木 康）

（原稿受領 2006.4.13）